

オープン カレッジ

改正された博物館法が、今年の4月から施行される。1951年の博物館法の公布から約70年が経ち、博物館に求められる役割が多様化・高度化する中で、これからの博物館が求められる役割を果たしていくための規定の整備が、改正の趣旨とされている。

これまで博物館法の目的は、「社会教育法の精神に基づく」ものとされてきたが、今回の改正では、「文化芸術基本法の精神に基づく」ことが追加され、博物館の事業として、博物館資料のデジタル・アーカイブ化が新たに追加される。

博物館の現状も改善を

か、「地域の多様な主体との連携・協力による文化観光、まちづくりその他の活動を図り、地域の活力の向



福山女学院大学
文化情報学部准教授
見田 隆鑑

みた・たかあき 美術史学。
名古屋大学大学院文学研究科博士(文
士後期課程満期退学)。博士(文
学)。

上に取り組むこと」が努力義務として示されることとなつた。

文化財保護法の改正も含め、一連の法改正が、過去に「学芸員はがん」発言で物議を醸した、政府による観光振興策の延長線上にあるもので、社会教育施設として位置づけられてきた博物館が、文化観光施設へと変容する可能性を持つ今回

の改正には、博物館のあるべき姿とは何か、保存よりも活用を重視することに伴う博物館資料の劣化の危険性、博物館で働く学芸員の業務の肥大化など、多くの課題が存在する。

博物館の事業に追加されるデジタル・アーカイブ化は、1994年頃に月尾嘉男（現東京大学名誉教授）氏がデジタル記録のコンセ

データベースなどを公開している。ジャパンサーチのように複数の機関のデジタル・アーカイブを横断検索できるサイトもあり、こうした取り組みが今後、より多くの博物館で期待される

ことになる。

コロナ禍では、さまざまな場面で急速にデジタル化が進んだ。博物館もYouTubeなどの動画共有サービスを通して、学芸員による展示解説やバックヤードの紹介を配信し、北海道博物館の声かけで始まった「おうちミュージアム」は、ステイホーム中の子どもたちに知的な楽しみを届けた。また、現在、東京国立博物館が開催している「エウレカトーハク！？89」のように、メタバース空間での活動を取り入れる博物館も出てきており、多様な情報発信によって、博物館資料の価値を多くの人たちと共有していくことは、これから博物館の一つの姿として定着していくのだろう。

博物館は、今後どのような形で、情報の利活用を図ることで、情報を発信することを通じて情報発信することを次世代に継承するとともに、インターネットなどを通して情報発信することである。博物館でも2000年代初め頃から所蔵資料のデジタル・アーカイブ化が行われはじめ、現在では、さまざまな博物館がホームページ上で所蔵資料の

博物館は、今後どのように変化していくのだろう。提案したもので、さまざまなもの対象をデジタル技術を使って保存・蓄積して、情報をいて保存・蓄積して、情報を次世代に継承するとともに、インターネットなどを通して情報発信することである。博物館でも2000年代初め頃から所蔵資料のデジタル・アーカイブ化が行われはじめ、現在では、さまざまな博物館がホームページ上で所蔵資料の